

令和6（2024）年度ハンガリー友好交流推進事業（オンライン文化交流イベント）実施業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和6（2024）年度ハンガリー友好交流推進事業（オンライン文化交流イベント）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務名

令和6（2024）年度ハンガリー友好交流推進事業（オンライン文化交流イベント）実施業務

2 委託業務の目的

これまで栃木県がホストタウンとして培ってきたハンガリーとの友好関係の絆を一過性のものとせず、引き続きハンガリーとの交流を図り、友好関係を継続する。

3 業務概要

(1) 日時（予定）

令和7（2025）年1月～2月の一 19時から20時30分頃まで

(2) 開催方法 オンライン

(3) 参加対象者 県民約200名（100グループ（1グループ2名）想定）

(4) 実施内容（予定）

ア 動画配信

令和5（2023）年度ハンガリー友好交流推進事業で作成したハンガリーの基本情報、栃木県とハンガリーのこれまでの歩みやハンガリーにゆかり等があり、日本に馴染み深いものなどを紹介する動画（5分程度）をイベント内で配信し、ハンガリーとの絆の意識付けを行うとともに、ハンガリーの伝統行事や民俗芸能（例：祭り）を紹介する動画（5分程度）の配信により、ハンガリーの多彩な魅力を感じてもらう。

イ ブダペスト市内街歩きツアー（ライブまたは録画）

ハンガリー現地ガイドによるブダペスト市内の街歩きや文化的な建築物（例：国会議事堂）等の内部を鑑賞するツアーや日常生活・食（例：中央市場、飲食店）を紹介することにより、ハンガリーの文化に触れてもらう。

ウ チャットを活用した交流

オンラインのチャット機能を活用して、現地との質問タイムを設け、ハンガリーの人々と交流を深めてもらう。（ハンガリー現地ガイドを想定）

エ 参加者に対するハンガリーの土産品送付

参加者宅へハンガリーの土産品（菓子類を想定）を事前に送付し、オンライン文化交流イベント時に食してもらう。

4 委託業務の内容

本事業の目的を十分に理解した上で、企画提案において提案した企画に基づき、本事業の円滑な開催に向けた全体実施計画、運営マニュアル、進行台本の作成や計画に基づく進捗管理及び全体をとりまとめる運営管理等を行うこと。なお、乙は甲等と綿密に連絡調整を行い業務を遂行し、業務遂行にあたり支障が出ないよう十分な人員を配置するとともに、オンライン接続不良等に備え、バックアップ用の動画を準備すること。

また、「3 業務概要(4) 実施内容（予定）」の他、ハンガリーとの文化交流に資する実施内容や方法の提案を行うこと。

(1) 動画配信・街歩きツアー・チャット共通

ア オンラインで開催するための会場及びパソコンやアプリケーションの手配、通信環境の準備（Wi-Fi、有線等の準備含む。同時に200名程度の視聴が可能であること。）

イ 円滑な運営のため、進行管理を行う者やオンラインのオペレーションを行う者を手配すること。

- ウ ブダペスト市内を歩きながら紹介し、参加者からの質問に答えることができるハンガリー現地ガイド（ハンガリー人を想定）を手配すること。また、謝金の支払を行うこと。
- エ 現地出演者と円滑なコミュニケーションをとることができ、かつ、進行を行うことができる司会者（コーディネーター）を手配すること。また、謝金や旅費等の支払を行うこと。
- オ 参加者は事前申し込み（抽選）とし、募集受付、問合せ対応（募集開始から事業終了まで）、参加者の決定、参加の可否通知等の事務を行うこと。
併せて、参加申込者名簿を作成すること。
- カ アンケート様式を作成するとともに参加者にアンケートを実施すること。また、結果を集計し、分析の上、今後の事業に向けた提案を行うこと。
- キ オンライン文化交流イベント当日の録画データと「3 業務概要(4) 実施内容(予定)ア」で作成する動画を納品すること。

(2) 参加者に対するハンガリーの土産品送付

ア 土産品の選定及び調達は、甲と乙で協議の上、決定すること。

イ 乙はアで決定した土産品を手配し、参加者宅に事前に配送すること。

(3) 広報等

オンライン文化交流イベントについて県民への広報手段を提案し、実施すること。併せて、次の広報を作成すること。

- ・インターネットを活用し、広報、参加者募集（参加申し込みフォームの作成を含む）、運営を行うこと。

広報・宣伝物に活用する素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は、可能な限り避けること。また、これらについて使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

5 実施報告書の提出

(1) 乙は、委託業務完了後、「実績報告書」（様式任意）を作成し、甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。

(2) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

6 その他の事項

(1) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、別に定める。